

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害想定リスク

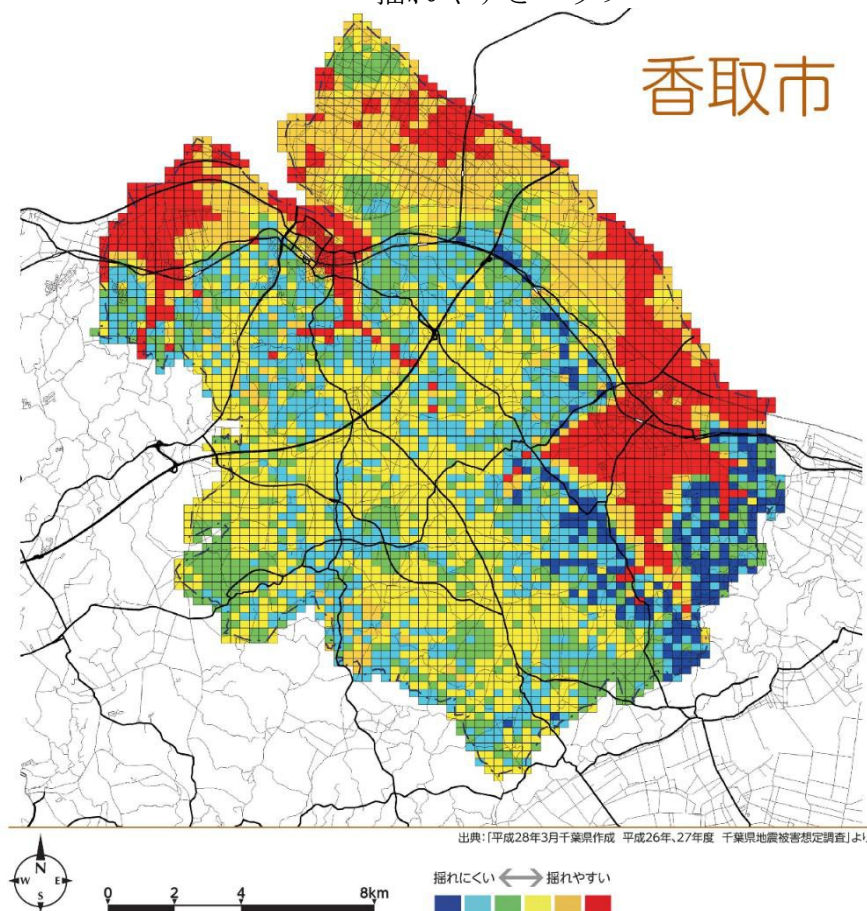
(地震)

香取市（以下「市」という。）のある千葉県は、太平洋プレート、北米プレート及びフィリピン海プレートという3つのプレートが重なり合う地域であり、プレート境界型をはじめとする地震が多く発生する場所となっている。

全国地震動予測地図2020年版（地震調査研究推進本部）によると、市で今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は26～100%とされており、加えて震度7の可能性は3%あり、強い地震発生のリスクが高いことに加え、非常に強い地震の発生するリスクがみられる。

平成26年、27年度千葉県地震被害想定調査によると、千葉県北西部直下地震で、市内のほとんどが震度5強及び震度6弱、一部では震度6強となっており、揺れや液状化により建物全壊・焼失は約590棟、人的被害が約490人と予測されている。

揺れやすさマップ



(香取市総合防災マップより)

地震発生状況

| 年月日 | 緯度・経度 | 被災地域 [震央地名] | 規模 M | 被害状況 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|---|
| 1703. 12. 31 元禄 16 年 | 34° 7' N 139° 50' E | 江戸・関東諸国 (元禄地震) | 7.9 ～ 8.2 | 地震動・津波により甚大な被害。千葉県南部を中心に死者 6,534 人。家屋全壊 9,610 棟。 |
| 1895. 1. 18 明治 28 年 | 36° 1' N 140° 4' E | 霞ヶ浦周辺 | 7.2 | 局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。佐原町では倒壊家屋 1 棟、その他土蔵の破損等数十。 |
| 1897. 1. 17 明治 30 年 | 36° 2' N 139° 9' E | 千葉県南東部 | 5.6 | (利根川流域で障壁に多少の亀裂を生ず。) |
| 1902. 3. 25 明治 35 年 | 35° 9' N 140° 5' E | 千葉県佐原町付近 | 5.6 | きわめて局所的な地震で、佐原で壁土の墜落あり。 |
| 1909. 3. 13 明治 42 年 | 34° 5' N 141° 5' E | 千葉県北東部 | 6.7 | 銚子付近で地盤の亀裂、家屋傾斜 2 棟、煙突の挫折あり。 |
| 1921. 12. 8 大正 10 年 | 36° 0' N 140° 2' E | 千葉県北部 | 7.0 | 千葉県印旛郡で土蔵破損数箇所、道路に亀裂を生ず。千葉、成田、東京でも微小被害あり。 |
| 1923. 9. 1 大正 12 年 | 35° 2' N 139° 3' E | 関東地方南部 (関東大震災) | 7.9 | 千葉県全体で死者 1,335 人、負傷者 3,426 人、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流出 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流出は布良の津波による。 |
| 1928. 5. 21 昭和 3 年 | 35° 40' N 140° 04' E | 千葉県北西部 | 6.2 | (江戸川河口付近で土壁の亀裂・崩壊あり。) |
| 1950. 9. 10 昭和 25 年 | 35° 16' N 140° 32' E | 千葉県東部 | 6.3 | 一宮町の堤防に地割れを生ずる。その他電線切断等の微小被害あり。 |
| 1987. 12. 17 昭和 62 年 | 35° 22' N 140° 30' E | 千葉県中央部 (千葉県東方沖) | 6.7 | 千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 戸、半壊家屋 102 棟、ブロック塀等の倒壊 2,792 箇所が発生。山武、長生郡、市原市を中心に崖崩れ、道路の亀裂、堤防の沈下、地盤の液状化等が多数発生。崖崩れに伴う住民の避難市内では、瓦屋根等の破損家屋 613 棟、ブロック塀 15 箇所、学校敷地等で液状化発生。 |
| 1988. 3. 18 昭和 63 年 | 35° 40' N 140° 30' E | 東京都東部 | 6.0 | 千葉県内で崖崩れ 1 箇所、その他道路の亀裂等軽微な被害あり。 |
| 1989. 2. 19 平成元年 | 36° 01' N 139° 54' E | 千葉・茨城県 | 5.6 | 千葉、茨城両県で軽傷 2 名、火災 2 件、他に塀・壁・屋根瓦、窓ガラスの破損あり。 |
| 1989. 3. 6 平成元年 | 35° 42' N 140° 43' E | 千葉県北部 | 6.0 | 震央に近い多古町・佐原市等で水道管の破裂、屋根瓦の落下等の建物一部損傷 12 戸、農業用水施設破損 10 箇所。 |
| 2000. 6. 3 平成 12 年 | 35° 41' N 140° 45' E | 千葉県北東部 | 6.1 | 東金市、八日市場市、多古町で瓦破損、水道管破損等被害あり。 |
| 2011. 3. 11 平成 23 年 | 38° 6' N 142° 51' E | 東北地方・関東地方 (東北地方太平洋沖) | 8.4 | 千葉県全体で死者 20 名、行方不明者 2 名、負傷者 251 名、全壊 798 棟、半壊 9,989 棟。県内外において、地盤の液状化等が多数発生。 |
| 2012. 3. 14 平成 24 年 | 35° 45' N 140° 56' E | 千葉県東方沖 | 6.1 | 県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害あり。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また、銚子市及び香取市において、一時約 14,800 軒以上に断水が発生。 |
| 2018. 7. 7 平成 30 年 | 35° 1' N 140° 6' E | 千葉県東方沖 | 6.0 | 被害なし。 |
| 2019. 5. 25 令和元年 | 35° 3' N 140° 3' E | 千葉県北東部 | 5.1 | 長南町で震度 5 弱を観測したほか、千葉県の広い範囲で震度 4～1 を観測。この地震による人的被害は、軽傷 1 人(千葉市)で、建物被害はなし。 |

※ 主な被害は県内の被害。規模Mは、マグニチュードを表す。県内の被害が特定できない場合は () 内に全体の被害を記述。

香取市地域防災計画（令和2年修正版より）

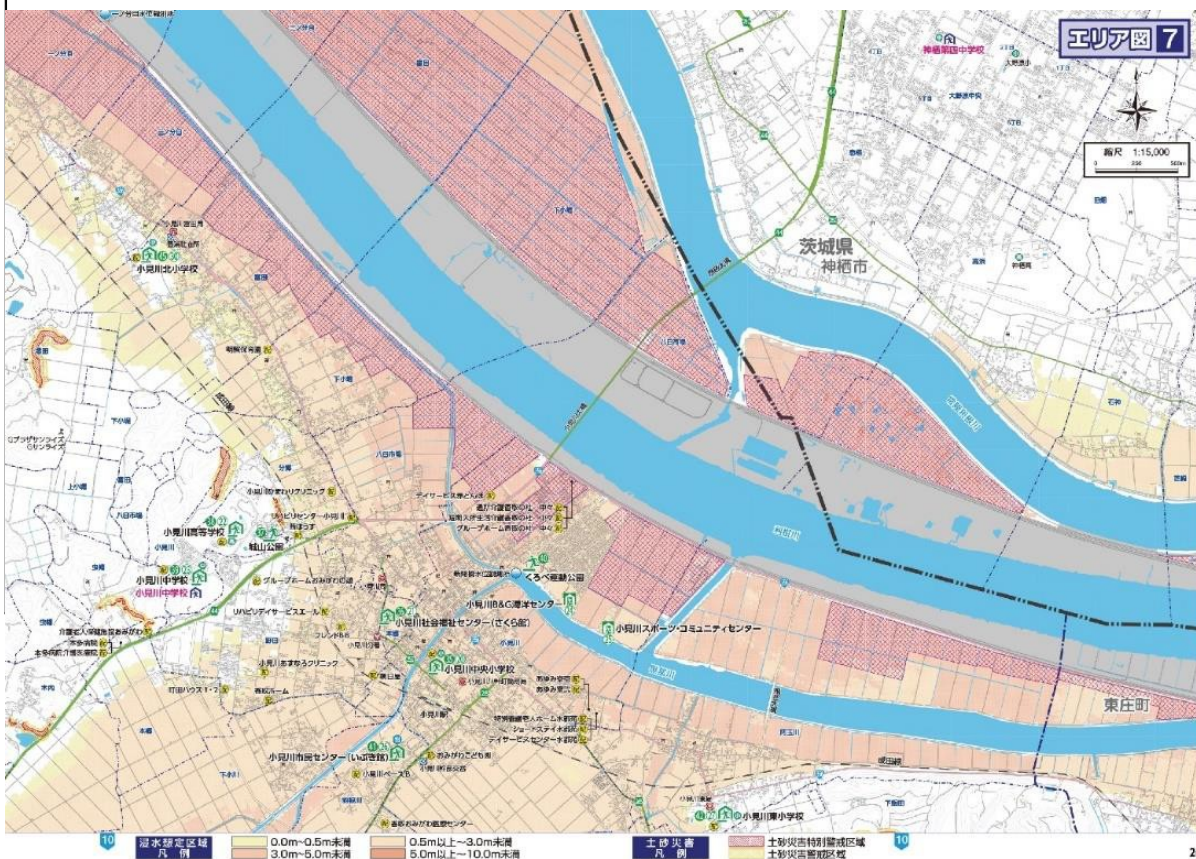
（風水害）

香取市商工会（以下「商工会」という。）地区内の北部には1級河川である利根川、常陸利根川、黒部川等が流れており、その周辺は浸水範囲が広範に広がっている。香取市総合防災マップによると、利根川及び常陸利根川の川沿いにおいては浸水深3.0m～5.0m未満と0.5m～3.0m未満の浸水想定範囲が広がっている。この地域は主に田園地帯であり、集落や事業所が点在しているが一部は宅地開発により住宅が集積している箇所もある。また、国道356号沿いには住宅や事業所が多く立地している。黒部川周辺には浸水深0.5m～3.0m、一部では3.0m～5.0m未満の浸水想定範囲が広がっている。黒部川は小見川地区の市街地を流れており、JR小見川駅周辺を中心に事業所などが集積している。

また、市内には急傾斜地崩壊危険区域指定箇所が57箇所、土砂災害（特別）警戒区域に485箇所が指定されている。これらは低地と台地の境界線の段丘崖等に分布しており、そのほとんどは商工会地区内にあるが市街地からは離れているものの事業所は点在している。

令和元年房総半島台風（最大瞬間風速37m/s 最大風速22.3m/s）いずれも香取市観測史上最大（「令和元年災害記録誌」発行：千葉市）において、一部損壊を含む4,290軒の住家被害があり、また、停電被害が約33,300軒に及んだ。停電については約2週間続いた世帯もあり困難な被災生活を余儀なくされた。

利根川浸水想定区域図・土砂災害警戒区域図（小見川エリア）



(香取市総合防災マップより)

香取市商工会管轄地域
(小見川地区・山田地区・栗源地区)



(大規模事故)

市は、成田国際空港に近接していることから、航空機事故の危険性がある。また、都市化の進展、森林面積が大きいこと、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故等大規模な事故災害の恐れがある。

これに加えて、原発事故に起因する放射性物質事故や、富士山噴火に起因する火山噴火災害、台風等に起因する大規模停電災害の恐れも存在している。

(感染症)

令和2年に発出された新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は感染の波により4回発出され、令和5年の5類移行によって一応の終息を見ましたが、その間、重大な健康被害やサプライチェーンの崩壊、蔓延防止のための外出自粛などにより、事業活動にも大きな影響を及ぼした。

新型インフルエンザはおよそ10年から40年の周期で発生しており、発生した場合パンデミックとなる恐れがある。（内閣感染症危機管理統括庁）

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 228 人（令和6年経済センサス）
- ・小規模事業者数 973 人（令和6年経済センサス）

内訳

| 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（立地状況等） |
|--------|--------|---------|--|
| 建設業 | 298 | 237 | 広範囲に点在している。 |
| 製造業 | 118 | 93 | 工業団地内に集積するほか、広く点在している。 |
| 卸売業 | 44 | 35 | 点在している。 |
| 小売業 | 286 | 227 | JR小見川駅周辺の商店街や国道等の幹線道路沿いに集積しているほか、広く点在している。 |
| 飲食・宿泊業 | 126 | 101 | JR小見川駅周辺の商店街や国道等の幹線道路沿いに集積しているほか、広く点在している。 |
| サービス業 | 281 | 222 | JR小見川駅周辺の商店街や国道等の幹線道路沿いに集積しているほか、広く点在している。 |
| その他 | 75 | 58 | 広範囲に点在している。 |
| 合計 | 1, 228 | 973 | |

(3) これまでの取組

1) 市の取組

- ・香取市地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、市域に係

る防災に関し、香取市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもと地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に「香取市地域防災計画」を策定している。

計画は総則、震災編、震災編附編、風水害等編、大規模事故等編及び資料編で構成

されており、直近では令和2年度に改訂している。

・防災訓練の実施

地震等の大規模災害に備え総合防災訓練を実施するほか、自治会、自主防災組織、事業所等が行う防災訓練に防災関係機関等と協力し、防災訓練実施の支援を行っている。

る。

・防災備品の備蓄

地震などの大規模災害では各種ライフラインや道路、鉄道などの交通網が寸断され、救援物資の到着が遅れることが想定される。

大規模災害が発生した場合、多数の避難者が予想されることから、香取市地域防災計画に基づき香取市備蓄計画を策定しており、食料、飲料水、生活必需品、資機材などの備蓄や調達体制の整備に努めている。

また、備蓄品については集中備蓄倉庫で適切に維持管理するほか、物資を効率的に

配布できるように、避難所となる小中学校に分散備蓄体制を進めている。

2) 商工会の取組

・事業者BCPに関する各種施策の周知
・損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進
・被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

- ・日本政策金融公庫や県、市などの公的な各種融資制度の斡旋
- ・国、県及び市が実施する実施する商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

(1) 市の防災計画での商工会の役割

香取市地域防災計画での商工会の役割は以下のように期待されている。

1) 市及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること

香取市地域防災計画の「中間被害情報の調査事項と担当」には「人員の不足や専門的な知識を必要とする調査で市独自の調査が困難な場合は、次の協力機関に対し

援を求めるものとする。」として、商工会が記載されている。

2) 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関すること
香取市地域防災計画では「市との災害応急物資の調達に関する協定締結や調達体制の整備に努めるものとする。」とされている。

これらのことを踏まえ、被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、市と商工会の間における緊急時の具体的な取組みや協力体制等の構築等が必要となっている。

（２）事業者BCPの策定

事業者BCPを策定している事業者は、商工会把握で前回の事業継続力強化支援計画時に比べ、1から40程度と増加はしているが、いまだ十分とは言えない。

（３）災害に関する平時・緊急時の対応

各種損害保険や事業者BCPの作成等を推進するノウハウを持った職員は育っているが、今必要な経営指導業務に人的資源がさかれるため、恒常的な人員不足が解消できていない。

（４）感染症対策

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等について周知する必要がある。

Ⅲ 目標

（１）連絡体制の整備

発災時における連絡を円滑に行うため、商工会と市との間における被害情報報告ルートを確認し必要に応じて再構築する。

（２）事業者BCP策定率の向上

事業者BCP策定率の向上に向け、地区内小規模事業者に対して災害リスクや感染症リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。

（３）資質向上

各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP作成等を推進するための総合的な知識や技術を習得、他職員へのフィードバックを通じて資質の向上を図る。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

香取市地域防災計画に示された商工会に期待される役割を実施するための体制整備及び災害に強い小規模事業者を育成するため、以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

令和3年度より令和7年度まで実施の事業継続力強化支援計画を本計画にアップデートするに際し、地震や風水害、感染症の発生に対して速やかに小規模事業者が対応できるよう商工会が支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・商工会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・商工会報や商工会のホームページ等において、国、県の施策の紹介や各種損害保険の概要、事業者BCPを策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業者BCP策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象に事業者BCP策定相
談会を開催する。
- ・新型インフルエンザ等の感染症に関しては、コロナ禍で定められた業種別ガイド
ラインに基づき、感染拡大防止策等を事業者へ定期的に周知する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・商工会自身の事業継続計画（令和7年）を見直す。
- ・香取市商工会危機管理規程（令和2年）を見直す。
- ・香取市商工会危機管理マニュアル（令和6年）を見直す。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険
見直しのための個別相談会を開催する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対
策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も
実施する。
- ・被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携
を
図る。
- ・被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理
に

向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

4) フォローアップ

- ・ 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対して策定したBCPの遂行を支援する。
- ・ BCP策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP策

定に向けて具体的に支援する。

- ・ 商工会に事業継続力強化支援協議会（構成員構成員：市担当者、商工会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCPへの取組み状況等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、市と商工会とで連絡ルートの確認等を実施する（訓練は必要に応じて実施する）。

6) 防災備品の購入

毎年度、商工会財源の可能な範囲内で防災備品を購入する。

なお、市の防災計画での商工会の役割は「及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること」と「救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関すること」であることから、これらに対して対応するため、商工会の有する事業者支援機能を早急に回復させることを主観とした防災備品を中心に購入をする。

7) その他

- ・ 重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。
- ・ 緊急時に必要な資金を確保する（引当金として計上）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の 実施可否の確認

- ・ 商工会事務局長は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ・ 業務従事が可能な商工会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は市と商工会で共有する。
- ・ 新型インフルエンザ等の国内感染者が発生した場合、職員の体調を確認するとともに、手洗い、うがい、消毒、マスクの着用等を徹底する。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染症が流行し、政府による緊急事態宣言が発出された場合、国縣市等の感染症対策本部が発令する感染症対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

ま
認

- ・商工会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
 - ①職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身
がまず安全を確保し、安全が確認された後に出勤する。
 - ②道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確
認された後に出勤する。
 - ③家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された 後に出勤する。
- ・商工会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割
分担は、次のとおりとする。

| 地区名 | 役職名 | 人数 | 応急対策の内容 |
|-------|-----|----|--------------|
| 小見川地区 | 理事 | 2人 | 大まかな被害状況の把握等 |
| 山田地区 | 理事 | 2人 | 〃 |
| 栗源地区 | 理事 | 2人 | 〃 |

- ・商工会による大まかな被害状況を確認し速やかに市と商工会で共有する。
(香取市と香取市商工会で共有する被害規模等の目安)

| | |
|---------------|--|
| 大規模な被害があ る | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓 ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物 の全 壊・半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、 もしくは、交通網が遮断されており、確認ができな い。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガ ラス が割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、 「建物 の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない |

- ・香取市と香取市商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

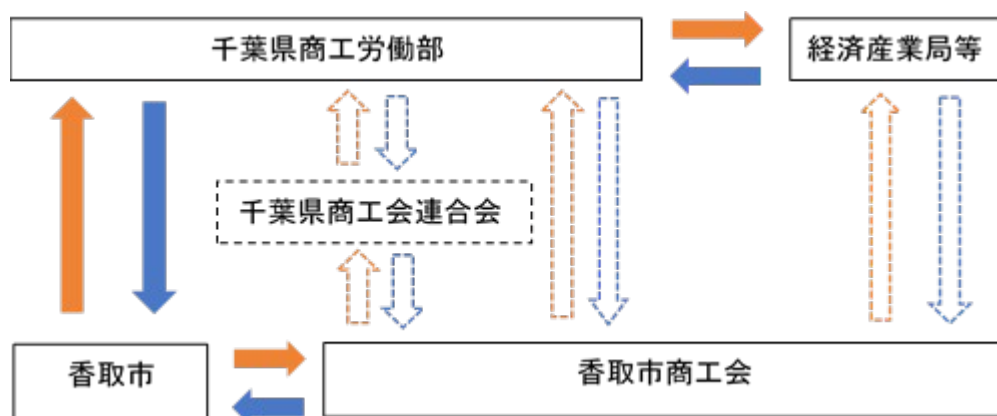
| | |
|---------|------------------|
| 発災直後 | 速やかに共有する |
| 発災後～1週間 | 1日に1回以上共有する |
| 2週間～1ヵ月 | 1週間に1回以上共有す る |
| 1ヵ月以降 | 適時共有する |

- ・国、県、市で策定した新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。なお、塗りつぶし矢印は、主たる情報収集・連絡ルートであり、波線の矢印は従たるものとする。



- ・自然災害による二次被害を防止するため被災地域での活動は市及び商工会からの要請等に基づいて行い、被災していない商工会役職員が行う。
- ・自然災害による被害状況の確認方法は商工会役職員が行い、被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について商工会と市であらかじめ確認する。なお、国、県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、商工会と市が共有した情報を県の指定する方法にて商工会又は市より県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・商工会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- ・相談窓口の開設方法について、香取市と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）を地区内小規模事業者等へ

周

知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

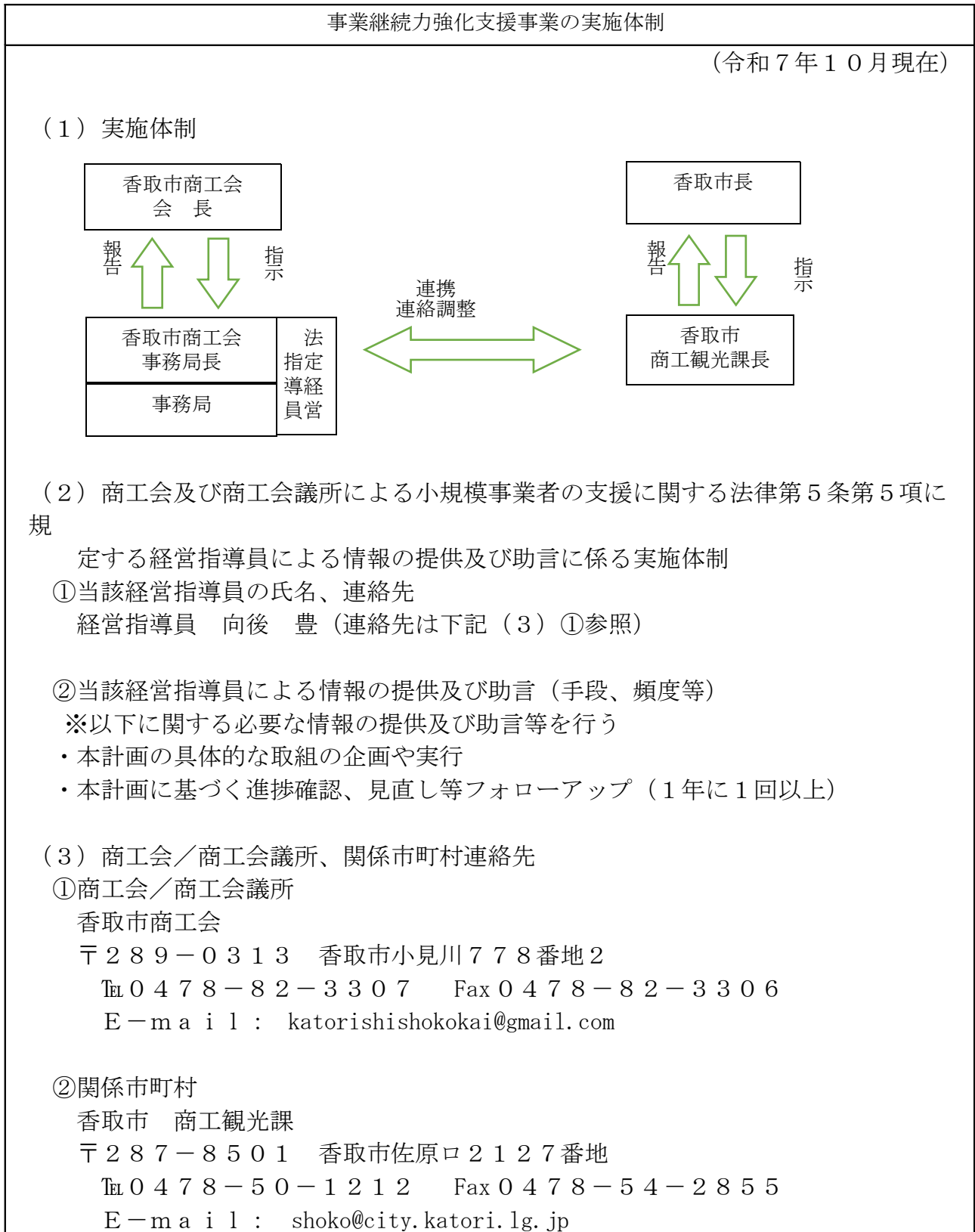
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの
応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



| |
|--|
| |
|--|

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 260 | 260 | 260 | 260 | 260 |
| BCP相談会開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 防災備品購入費 | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--------------------------|
| 会費手数料等収入、事業収入、千葉県小規模補助金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。